

前金	部分払	
有	一回	

令和2年度営北第27号
お城公園便所改修工事

工事場所	津市 丸之内 地内					
工 期	令和2年12月7日まで					
工事概要	改修 (防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、 塗装改修、躯体改修) ※上記に係る建築工事等 一式					
部長	参事	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
			設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
建築	1	式		
機械設備	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

津市建設部営繕課

建築					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接仮設		1	式		
計					
防水改修	改修	1	式		
計					
外壁改修	改修	1	式		
計					
建具改修	撤去	1	式		
建具改修	改修	1	式		
計					
内外装改修	撤去	1	式		
内外装改修	改修	1	式		
計					
塗装改修	改修	1	式		
計					
躯体改修	撤去	1	式		
躯体改修	改修	1	式		
計					
発生材処理		1	式		
計					

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

建築						
建築		建具改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
<ステンレス製建具>						
SSD-1	W1005×H1800	1	か所			
運搬、取付け		1	式			
<アルミ製建具>						
AW-1 建具調整	4か所	1	式			
<トイレブース>						
TB-1	W(1830+1060)×H1900	1	か所			
TB-2	W(870+1250)×H1900	1	か所			
TB-3	W(520+520)×H1900	1	か所			
TB-4	W600×H1200	1	か所			
運搬、取付け		1	式			
<その他>						
建具周囲防水 モルタル充填	外部建具	2.1	m			
建具廻り モルタル補修	金ごて	4.2	m			
建具周りシーリング*	一般部 変成シリコン系(MS-2) 10×10	8.9	m			
計						

津市建設部営繕課

建築						
内外装改修			改修			
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
(外部)						
<エントその他>						
アルミルーバー	W590×H400 木調不燃シート貼 アンカー共	2	か所			
アルミルーバー	W900×H400 木調不燃シート貼 アンカー共	2	か所			
アルミルーバー	W640×H1140 木調不燃シート貼 アンカー共	2	か所			
室名札	平付 アルミ複合板シート貼 170×170 絵文字	2	か所			
(内部)						
<既製コンクリート>						
CB積み	t 120 C種	4.1	m ²			
<タイル>						
床 汚垂タイル張り	t5以上 端部加工	1.1	m ²			
床タイル張り	エントタイル張 I 類 無ゆう 100mm角 下地モルタル別途	18	m ²			
内装壁タイル張り	改良積上げ張り III 類 施ゆう 100mm角 下地モルタル別途	28.2	m ²			
<金属>						
軽量鉄骨壁下地	75形 下地張りあり @450	1.9	m ²			
アルミ見切	L=933	2	か所			
アルミ目地板	t 1.0×30 L=2180	2	か所			
アルミ笠木	t 1.2 L=2020	1	か所			
ライニング面台	SUS製 t1.5 HL L680×D150	1	か所			
ライニング面台	SUS製 t1.5 HL L700×D150	1	か所			

建築						
内外装改修			改修			
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
ライニング面台	SUS製 t1.5 HL L750×D150	1	か所			
ライニング面台	SUS製 t1.5 HL L1850×D150	1	か所			
<左官>						
床モルタル塗り	木ごて エットタイル下地 厚22	19.1	m ²			
天端コンクリート 直均し仕上げ	金ごて 幅300	0.9	m			
壁モルタル塗り	金ごて 内装タイル接着張り下地 -	28.2	m ²			
モルタル補修	樹脂製竹格子撤去跡 金ごて 52か所	1	式			
水洗い	内壁 高圧ポンプ 10～15MPa	31.8	m ²			
複層塗材CE	ゆず肌状 ローラー塗 水系フッ つやあり 下塗1回・主材塗1回・ 上塗2回	4.4	m ²			
複層塗材CE	ゆず肌状 ローラー塗 水系フッ つやあり 下塗1回・主材塗1回・ 上塗2回 下地調整 (C-1) 共	30.2	m ²			
<内装>						
壁 強化せっこう ボード張り (GB-F)	厚15.0 不燃 鋼製、木、ボード下地 下地張り	4.4	m ²			
壁 フレキシブルボード張り	厚6.0 不燃 鋼製、木、ボード下地 下地張り	4.4	m ²			
<エットその他>						
室名札	平付 アルミ複合板シート貼 170×170 絵文字	1	か所			
電灯盤 一時撤去再取付		1	式			
計						

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

建築						
建築		躯体改修			改修	
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
<地業>						
床下防湿層敷き	ポリエチレンフィルム 厚0.15	19.7	m ²			
<鉄筋>						
異形鉄筋	SD295A D10 0.1 t SD295A D13 1kg	1	式			
あと施工アンカー	D10 金属系 横向き	1	式			
鉄筋加工組立費	運搬費、スクラップ 控除共	1	式			
<コンクリート>						
土間・立上り コンクリート	Fc=21 SL-18	2.4	m ³			
同上打設手間	圧送費共	1	式			
<鉄骨>						
鋼材	SSC400 C-75×45×15×2.3 0.1 t SS400 M12 L=40 座金・ナット共	1	式			
工場加工組立費	工作図、現場組立・建方費、溶接共 錆止め塗装費（工場1回、現場1回） 中ボルト締付	1	式			
計						

津市建設部営繕課

[illegible]

[illegible]

機械設備		衛生器具設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
洋風便器	CS597BCS, SH596BAYR (ロータンク), TC301V13W (蓋無普通便座), YH116 他付属品 同等品	3	組			
洋風便器 (多目的)	CS597BCS, SH596BAYR (ロータンク), TC301V13W (蓋無普通便座), YH701 他付属品 同等品	1	組			
タオル棚 (SUS)	YTS408B 同等品	4	組			
跳ね上げ手すり (SUS)	T113HK7R 同等品	1	組			
L型手すり (SUS)	T113BL10 同等品	1	組			
背もたれ	EWC285CS 同等品	1	組			
フック	YKH20R 同等品	1	個			
壁掛洗面器	L270D, T19AR, T6PM1 他付属品 同等品	1	組			
壁掛小便器	UFH500, TG600PN 他付属品 同等品	2	組			
小便器用手すり (SUS)	T113BU22 同等品	1	組			
壁掛洗面器	L210C, T19AR, T6PM1 他付属品 同等品	2	組			
キー付横水栓	T28AKUH13 13A カップリング付 同等品	2	個			
既設撤去費	器具撤去 (自動FV絶縁処理) 含む	1	式			
計						

[illegible]

機械設備		排水設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 40A	5	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 50A	5	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 65A	7	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 75A	2	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 100A	5	m			
通気・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 40A	1	m			
通気・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)	機械室・便所 50A	9	m			
床上掃除口 (非防水形)	COA 65A	1	個			
床上掃除口 (非防水形)	COA 100A	3	個			
床排水トラップ (非防水形)	T 3A 50A	3	個			
トルコ通気弁	50A	1	個			
排水通気金物	鋳鉄製 露出型 50A	1	個			
塗装工事		1	式			
はつり及び補修		1	式			
掘方埋戻し		1	式			
既設配管切断接続費		1	式			
既設撤去費		1	式			
計						

[illegible]

特 記 仕 様 書

【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	主任・監理技術者	
	氏 名	〇〇 〇〇
	工事名	〇〇〇〇〇〇工事
	工 期	自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
会 社		〇〇〇〇株式会社 印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、出入口等に誘導員を配置して事故防止に努めること。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【工事实績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【施工体制台帳】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は3部とする。

【再生砕石（RC-40）の使用についての留意事項】

再生砕石を納入の都度、監督員に納品伝票（写し）を提出すること。

再生砕石の使用にあたっては、監督員に確認を受けた再生砕石以外の再生砕石等が混入しない対策や、施工前に異常（異物の混入、軽いなど）を発見した場合は、使用しないなどの品質管理に努めること。
の対象とする。

【設計変更に関する事項】

設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）を参考とする。

（津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関からは是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- 1 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- 3 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- 4 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- 6 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。
なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。
- 7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、施工条件、施工方法等に変更の必要があると認めるときは、津市工事請負契約約款第19条（設計図書の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとします。この場合において必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額の変更の対象とします。